昭和三十七年十月二日から昭和三十七年十一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年九月までのいずれかの月に限る。）から令和九年九月まで
昭和三十七年十一月二日から昭和三十七年十二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十月まで
昭和三十七年十二月二日から昭和三十八年一月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十一月まで
昭和三十八年一月二日から昭和三十八年二月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和九年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年十二月まで
昭和三十八年二月二日から昭和三十八年三月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年一月までのいずれかの月に限る。）から令和十年一月まで
昭和三十八年三月二日から昭和三十八年四月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年二月までのいずれかの月に限る。）から令和十年二月まで

五　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月（同項第四号の規定に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

資格喪失予定年月	期間
令和八年四月	令和八年三月
令和八年五月	前納する月（令和八年三月から令和八年四月までのいずれかの月に限る。）から令和八年四月まで
令和八年六月	前納する月（令和八年三月から令和八年五月までのいずれかの月に限る。）から令和八年五月まで
令和八年七月	前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

昭和三十六年十月二日から昭和三十六年十一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年九月までのいずれかの月に限る。）から令和八年九月まで
昭和三十六年十一月二日から昭和三十六年十二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十月まで
昭和三十六年十二月二日から昭和三十七年一月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十一月まで
昭和三十七年一月二日から昭和三十七年二月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和八年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和八年十二月まで
昭和三十七年二月二日から昭和三十七年三月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和三十七年三月二日から昭和三十七年四月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

五　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第四号の規定に該当するに至る被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月（同項第四号の規定に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

資格喪失予定年月	期間
令和七年四月	令和七年三月
令和七年五月	前納する月（令和七年三月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
令和七年六月	前納する月（令和七年三月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
令和七年七月	前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで